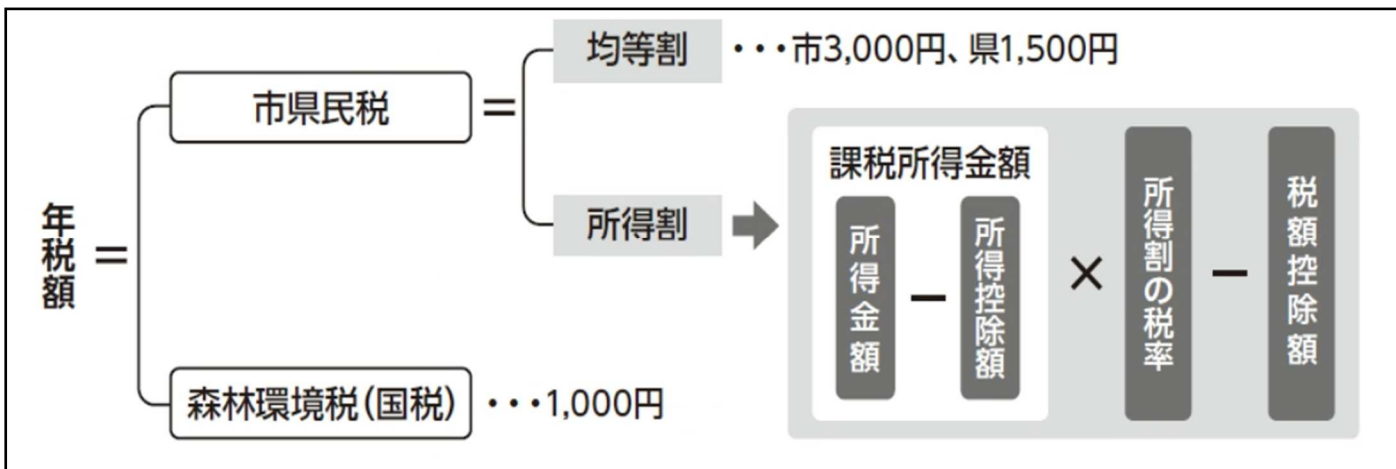


## ○市県民税(住民税)の計算について

市県民税(住民税)は、その年の1月1日に古賀市に居住がある方に対し、前年(1月1日~12月31日)の収入状況に応じ、均等割と所得割の合計額により算出され課税されます。



## ○市県民税(住民税)が課税されない方の基準

非課税	生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
	前年中の合計所得金額が135万円以下で、その年の1月1日現在の状況で次のいずれかに該当する方 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親
	前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方 同一生計配偶者および扶養親族がいない方 415,000円 同一生計配偶者および扶養親族がいる方 $315,000円 \times (本人 + 扶養者の数) + 100,000円 + 189,000円$
均等割、森林環境税のみ課税 (年5,500円)	前年の総所得金額等の合計額が次の算式で求めた額以下の方 同一生計配偶者および扶養親族がいない方 450,000円 同一生計配偶者および扶養親族がいる方 $350,000円 \times (本人 + 扶養者の数) + 100,000円 + 320,000円$

## ○給与の所得金額の計算方法

給与の収入金額 A (年間)	給与所得控除後の給与等の金額
～650,999 円	0 円
651,000 円～1,899,999 円	A - 650,000 円
1,900,000 円～3,599,999 円	$A \div 4 = B$ (千円未満切捨) $B \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円～6,599,999 円	$A \div 4 = B$ (千円未満切捨) $B \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円～8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円～	A - 1,950,000 円

## ○公的年金等の所得金額の計算方法

65 歳未満 (令和 8 年 1 月 1 日時点)		65 歳以上 (令和 8 年 1 月 1 日時点)	
年金の収入 (年間)	所得額	年金の収入 (年間)	所得額
1,300,000 円未満	収入 - 600,000 円	3,300,000 円未満	収入 - 1,100,000 円
1,300,000 円～ 4,099,999 円	収入の 75% - 275,000 円	3,300,000 円～ 4,099,999 円	収入の 75% - 275,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入の 85% - 685,000 円	4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入の 85% - 685,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入の 95% - 1,455,000 円	7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入の 95% - 1,455,000 円
10,000,000 円以上	収入 - 1,955,000 円	10,000,000 円以上	収入 - 1,955,000 円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超える方は、この表で計算できません。

詳細は「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご参照ください。

### 【お問い合わせ】

古賀市役所市税課市民税係

住所：古賀市駅東 1 - 1 - 1

電話：092 - 942 - 1126